



発行 新潟県
号外 2
平成25年10月25日
毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 57 職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則(人事課)
- 58 新潟県行政組織規則の一部を改正する規則(人事課)
- 59 新潟県事務委任規則の一部を改正する規則(人事課)
- 60 新潟県災害救助法施行細則の一部を改正する規則(防災企画課)
- 61 新潟県災害救助条例施行規則の一部を改正する規則(防災企画課)
- 62 新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則(障害福祉課)

訓 令

- 18 新潟県事務決裁規程の一部改正(人事課)

公安委員会規則

- 13 新潟県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則(組織犯罪対策第二課)

規 則

職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年10月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第57号

職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則（平成25年新潟県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
（県又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務を行う法人） 第4条 条例第2条第4項に規定する規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。 (1)～(3) (略) (4) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号） <u>第8条第3項</u> に規定する一般地方独立行政法人 (5)・(6) (略)	（県又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務を行う法人） 第4条 条例第2条第4項に規定する規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。 (1)～(3) (略) (4) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号） <u>第55条</u> に規定する一般地方独立行政法人 (5)・(6) (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年10月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第58号

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則

新潟県行政組織規則（昭和35年新潟県規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
（分掌事務） 第114条 女性福祉相談所の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(5) (略) (6) 配偶者からの暴力を受けた者の相談に関する事項（ <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律</u> （平成13年法律第31号）の規定により配偶者暴力相談支援センターが行うものに限る。次号から第9号までにおいて同じ。） (7)～(9) (略)	（分掌事務） 第114条 女性福祉相談所の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(5) (略) (6) 配偶者からの暴力を受けた者の相談に関する事項（ <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律</u> （平成13年法律第31号）の規定により配偶者暴力相談支援センターが行うものに限る。次号から第9号までにおいて同じ。） (7)～(9) (略)

附 則

この規則は、平成26年1月3日から施行する。

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年10月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第59号

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則

新潟県事務委任規則（昭和35年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（女性福祉相談所長への委任）</p> <p>第6条の3 次に掲げる事務は、女性福祉相談所長に委任する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律</u>（平成13年法律第31号）第5条の規定による婦人保護施設への保護を行うこと。</p> <p>（保健所長への委任）</p> <p>第8条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。</p> <p>(1)～(225) (略)</p> <p><u>(226)</u> (略)</p> <p><u>(227)</u> (略)</p> <p><u>(228)</u> (略)</p> <p><u>(228)の2</u> (略)</p> <p><u>(228)の3</u> (略)</p> <p>(229)～(267) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>（女性福祉相談所長への委任）</p> <p>第6条の3 次に掲げる事務は、女性福祉相談所長に委任する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律</u>（平成13年法律第31号）第5条の規定による婦人保護施設への保護を行うこと。</p> <p>（保健所長への委任）</p> <p>第8条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。</p> <p>(1)～(225) (略)</p> <p><u>(226)</u> <u>建築物における衛生的環境の確保に関する法律第5条第4項の規定により、労働局長に通知すること。</u></p> <p><u>(227)</u> (略)</p> <p><u>(228)</u> (略)</p> <p><u>(228)の2</u> (略)</p> <p><u>(228)の3</u> (略)</p> <p><u>(228)の4</u> (略)</p> <p>(229)～(267) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

この規則中第6条の3第2号の改正は平成26年1月3日から、その他の改正は公布の日から施行する。

新潟県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年10月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第60号

新潟県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

新潟県災害救助法施行細則（昭和35年新潟県規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>第3条 市町村長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、<u>法第13条第2項</u>の規定に基づき、救助に着手することができる。</p>	<p>第3条 市町村長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、<u>法第30条第2項</u>の規定に基づき、救助に着手することができる。</p>
<p>第5条 政令第3条の規定による救助の程度、方法及び期間は、<u>災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年10月内閣府告示第228号）</u>（以下「救助の程度等の基準」という。）に定めるとおりとする。</p>	<p>第5条 政令第9条の規定による救助の程度、方法及び期間は、<u>災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成12年厚生省告示第144号）</u>（以下「救助の程度等の基準」という。）に定めるとおりとする。</p>
<p>第13条 政令第5条の規定による実費弁償に関して必要な事項は、救助の程度等の基準に定めるとおりとする。</p>	<p>第13条 政令第11条の規定による実費弁償に関して必要な事項は、救助の程度等の基準に定めるとおりとする。</p>
<p>第15条 <u>法第10条第3項</u>において準用する<u>法第6条第4項</u>の規定により、当該職員が立入検査に当たつて携帯しなければならない証票は、別記第11号様式による。</p>	<p>第15条 <u>法第27条第4項</u>の規定により、当該職員が立入検査に当たつて携帯しなければならない証票は、別記第11号様式による。</p>
<p>第17条 <u>法第13条第1項</u>の規定により救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととするときは、当該市町村長は、第6条、第8条、第9条第2項、第10条及び第12条の規定するところにより行うものとする。</p> <p>2 前項に規定する場合において、次の各号に掲げる市町村長は、当該各号に定める事務を行うこととする。</p> <p>(1) <u>法第5条第1項</u>又は<u>第9条第1項</u>に規定する事務を行う市町村長 第7条の規定による受領証の受領</p> <p>(2) <u>法第7条第1項</u>に規定する事務を行う市町村長 第11条において準用する第7条の規定による受領証の受領</p>	<p>第17条 <u>法第30条第1項</u>の規定により救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととするときは、当該市町村長は、第6条、第8条、第9条第2項、第10条及び第12条の規定するところにより行うものとする。</p> <p>2 前項に規定する場合において、次の各号に掲げる市町村長は、当該各号に定める事務を行うこととする。</p> <p>(1) <u>法第23条の2第1項</u>又は<u>第26条第1項</u>に規定する事務を行う市町村長 第7条の規定による受領証の受領</p> <p>(2) <u>法第24条第1項</u>に規定する事務を行う市町村長 第11条において準用する第7条の規定による受領証の受領</p>
<p>第19条 市町村長は、<u>法第29条</u>の規定により救助の実施に要する費用を繰替支弁したときは、別に定める書類を知事に提出しなければならない。</p>	<p>第19条 市町村長は、<u>法第44条</u>の規定により救助の実施に要する費用を繰替支弁したときは、別に定める書類を知事に提出しなければならない。</p>
<p>別記 第1号様式の1</p>	<p>別記 第1号様式の1</p>

公 用 令 書

(略)

災害救助法第9条の規定に基づき、下記の物資の保管を命ずる。

(略)

第1号様式の2

公 用 令 書

(略)

災害救助法第9条の規定に基づき、下記の物資を収用する。

(略)

第1号様式の3

公 用 令 書

(略)

災害救助法第9条の規定に基づき、下記の施設を管理する。

(略)

第1号様式の4

公 用 令 書

(略)

災害救助法第9条の規定に基づき、下記の土地、家屋、物資を使用する。

(略)

第2号様式

公 用 変 更 令 書

(略)

災害救助法第9条の規定に基づく、公用令書を、下記のとおり変更したので災害救助法施行規則第1条第4項の規定により、これを交付する。

(略)

第3号様式

公 用 取 消 令 書

(略)

災害救助法第9条の規定に基づく、を必要としなくなったので災害救助法施行規則第1条第5項の規定により、これを交付する。

(略)

第5号様式

受 領 調 書

災害救助法第9条によつて収用(使用)する物資を下記のとおり受領した。よつて、受領調書を作成し、各1通所持するものとする。

(略)

公 用 令 書

(略)

災害救助法第26条の規定に基づき、下記の物資の保管を命ずる。

(略)

第1号様式の2

公 用 令 書

(略)

災害救助法第26条の規定に基づき、下記の物資を収用する。

(略)

第1号様式の3

公 用 令 書

(略)

災害救助法第26条の規定に基づき、下記の施設を管理する。

(略)

第1号様式の4

公 用 令 書

(略)

災害救助法第26条の規定に基づき、下記の土地、家屋、物資を使用する。

(略)

第2号様式

公 用 変 更 令 書

(略)

災害救助法第26条の規定に基づく、公用令書を、下記のとおり変更したので同法施行規則第1条第4項の規定により、これを交付する。

(略)

第3号様式

公 用 取 消 令 書

(略)

災害救助法第26条の規定に基づく、を必要としなくなったので同法施行規則第1条第5項の規定により、これを交付する。

(略)

第5号様式

受 領 調 書

災害救助法第26条によつて収用(使用)する物資を下記のとおり受領した。よつて、受領調書を作成し、各1通所持するものとする。

(略)

第7号様式

公用令書

(略)

上記の者災害救助法第7条の規定に基づき、次のとおり従事を命ずる。

(略)

(裏面)

従事令書の交付を受けた者の心得
1～4 (略)
5 従事令書の交付を受けた者が命令に従わないときは、災害救助法第31条の規定により6月以下の懲役又は300,000円以下の罰金に処せられる。

第8号様式

公用取消令書

(略)

災害救助法第7条の規定に基づく、公用令書は、その必要がなくなつたので、災害救助法施行規則第4条の規定により、これを交付する。

(略)

第11号様式

4 頁

2 頁

注意
1・2 (略)
3 この証票は、有効期間が経過したり、又は不用になつたときは速やかに返還しなければならない。

(略)

1 頁

3 頁

災害救助法第10条第3項において準用する同法第6条第4項の規定による立入検査
証 票

災害救助法第10条第3項において準用する同法第6条第4項
(条文挿入)

第12号様式

療養
休業
障害
葬祭
打切

災害救助法による遺族扶助金支給申請書

(略)

災害救助法第12条の規定による扶助金を支給されたく別紙 を添えて申請します。

第7号様式

公用令書

(略)

上記の者災害救助法第24条の規定に基づき、次のとおり従事を命ずる。

(略)

(裏面)

従事令書の交付を受けた者の心得
1～4 (略)
5 従事令書の交付を受けた者が命令に従わないときは、災害救助法第45条の規定により6月以下の懲役又は50,000円以下の罰金に処せられる。

第8号様式

公用取消令書

(略)

災害救助法第24条の規定に基づく、公用令書は、その必要がなくなつたので、同法施行規則第4条の規定により、これを交付する。

(略)

第11号様式

4 頁

2 頁

注意
1・2 (略)
3 この証票は、有効期間が経過したり、又は不用になつたときはすみやかに返還しなければならない。

(略)

1 頁

3 頁

災害救助法第27条の規定による立入検査
証 票

災害救助法第27条
(条文挿入)

第12号様式

療養
休業
障害
葬祭
打切

災害救助法による遺族扶助金支給申請書

(略)

災害救助法第29条の規定による扶助金を支給されたく別紙 を添えて申請します。

(略)

(略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県災害救助条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年10月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第61号

新潟県災害救助条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県災害救助条例施行規則（昭和39年新潟県規則第100号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（救助実施要件の特例）</p> <p>第4条 条例第2条第2号に規定する知事が特に必要と認める災害とは、同条第1号の被害の程度に達しないが、当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救助を著しく困難とする特別の事情がある場合であつて、多数の世帯の住家が滅失した場合とする。</p> <p>別表（第5条関係）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 金銭の支給は、次に掲げる救助に限り現物の給与に代えて行うものとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>被災した住宅の応急修理</u></p> <p>3～5 （略）</p>	<p>（救助実施要件の特例）</p> <p>第4条 条例第2条第2号に規定する知事が特に必要と認める災害とは、同条第1号の被害の程度に達しないが、当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救助を著しく困難とする特別の事情がある場合であつて、多数の世帯の住家が滅失した場合とする。</p> <p>別表（第5条関係）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 金銭の支給は、次に掲げる救助に限り現物の給与に代えて行うものとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>災害にかかった住宅の応急修理</u></p> <p>3～5 （略）</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年10月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第62号

新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則（平成25年新潟県規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）に対応する同表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第4条 (略)</p> <p><u>2 条例第7条第3項の従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>言語聴覚士</u> 指定児童発達支援の単位ごとに <u>4以上</u></p> <p>(2) <u>機能訓練担当職員</u>（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。） <u>機能訓練を行うために必要な数</u></p> <p><u>3 条例第7条第4項の従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>看護師</u> <u>1以上</u></p> <p>(2) <u>機能訓練担当職員</u> <u>1以上</u></p> <p><u>4 第1項第2号ア及び第2項第1号の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</u></p>	<p>第4条 (略)</p> <p><u>2 前項第2号アの指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

◎新潟県訓令第18号

本 庁
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正し、別表第4土木部用地・土地利用課の部の改正は平成26年4月1日から、その他の改正は平成25年10月25日から実施する。

平成25年10月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「追加別表号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び追加別表号を除く。）に改める。

改 正 後		改 正 前																													
別表第4（第6条関係） （略） 防災局 防災企画課		別表第4（第6条関係） （略） 防災局 防災企画課																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>局長専決事項</th> <th>課長専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) (略)</td> <td>(1) <u>災害救助法第4条第1項各号に掲げる救助を行うこと。</u></td> </tr> <tr> <td>(2) <u>災害救助法第7条第1項の規定により、救助に関する業務に従事させること。</u></td> <td>(2) (略)</td> </tr> <tr> <td>(3) <u>災害救助法第8条の規定により、救助に関する業務に協力させること。</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) <u>災害救助法第9条の規定により、施設を管理し、土地等を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用すること。</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5) <u>災害救助法第13条の規定により、知事の職権の一部を市町村長に委任すること。</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(6) (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		局長専決事項	課長専決事項	(1) (略)	(1) <u>災害救助法第4条第1項各号に掲げる救助を行うこと。</u>	(2) <u>災害救助法第7条第1項の規定により、救助に関する業務に従事させること。</u>	(2) (略)	(3) <u>災害救助法第8条の規定により、救助に関する業務に協力させること。</u>		(4) <u>災害救助法第9条の規定により、施設を管理し、土地等を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用すること。</u>		(5) <u>災害救助法第13条の規定により、知事の職権の一部を市町村長に委任すること。</u>		(6) (略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>局長専決事項</th> <th>課長専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) (略)</td> <td>(1) <u>災害救助法第23条第1項各号に掲げる救助を行うこと。</u></td> </tr> <tr> <td>(2) <u>災害救助法第24条第1項の規定により、救助に関する業務に従事させること。</u></td> <td>(2) (略)</td> </tr> <tr> <td>(3) <u>災害救助法第25条の規定により、救助に関する業務に協力させること。</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) <u>災害救助法第26条の規定により、施設を管理し、土地等を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用すること。</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5) <u>災害救助法第30条の規定により、知事の職権の一部を市町村長に委任すること。</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(6) (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		局長専決事項	課長専決事項	(1) (略)	(1) <u>災害救助法第23条第1項各号に掲げる救助を行うこと。</u>	(2) <u>災害救助法第24条第1項の規定により、救助に関する業務に従事させること。</u>	(2) (略)	(3) <u>災害救助法第25条の規定により、救助に関する業務に協力させること。</u>		(4) <u>災害救助法第26条の規定により、施設を管理し、土地等を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用すること。</u>		(5) <u>災害救助法第30条の規定により、知事の職権の一部を市町村長に委任すること。</u>		(6) (略)	
局長専決事項	課長専決事項																														
(1) (略)	(1) <u>災害救助法第4条第1項各号に掲げる救助を行うこと。</u>																														
(2) <u>災害救助法第7条第1項の規定により、救助に関する業務に従事させること。</u>	(2) (略)																														
(3) <u>災害救助法第8条の規定により、救助に関する業務に協力させること。</u>																															
(4) <u>災害救助法第9条の規定により、施設を管理し、土地等を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用すること。</u>																															
(5) <u>災害救助法第13条の規定により、知事の職権の一部を市町村長に委任すること。</u>																															
(6) (略)																															
局長専決事項	課長専決事項																														
(1) (略)	(1) <u>災害救助法第23条第1項各号に掲げる救助を行うこと。</u>																														
(2) <u>災害救助法第24条第1項の規定により、救助に関する業務に従事させること。</u>	(2) (略)																														
(3) <u>災害救助法第25条の規定により、救助に関する業務に協力させること。</u>																															
(4) <u>災害救助法第26条の規定により、施設を管理し、土地等を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用すること。</u>																															
(5) <u>災害救助法第30条の規定により、知事の職権の一部を市町村長に委任すること。</u>																															
(6) (略)																															
(略) (略) 農林水産部 (略)		(略) (略) 農林水産部 (略)																													
治山課		治山課																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>部長専決事項</th> <th>課長専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(1)～(3) (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(4) <u>森林法第6条第7項の規定により、地域森林計画の公表等を行うこと。</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(5)～(22) (略)</td> </tr> </tbody> </table>		部長専決事項	課長専決事項	(略)	(1)～(3) (略)		(4) <u>森林法第6条第7項の規定により、地域森林計画の公表等を行うこと。</u>		(5)～(22) (略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部長専決事項</th> <th>課長専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(1)～(3) (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(4) <u>森林法第6条第6項の規定により、地域森林計画の公表等を行うこと。</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(5)～(22) (略)</td> </tr> </tbody> </table>		部長専決事項	課長専決事項	(略)	(1)～(3) (略)		(4) <u>森林法第6条第6項の規定により、地域森林計画の公表等を行うこと。</u>		(5)～(22) (略)												
部長専決事項	課長専決事項																														
(略)	(1)～(3) (略)																														
	(4) <u>森林法第6条第7項の規定により、地域森林計画の公表等を行うこと。</u>																														
	(5)～(22) (略)																														
部長専決事項	課長専決事項																														
(略)	(1)～(3) (略)																														
	(4) <u>森林法第6条第6項の規定により、地域森林計画の公表等を行うこと。</u>																														
	(5)～(22) (略)																														

<p>(略) 土木部 (略)</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">用地・土地利用課</th> </tr> <tr> <th>部長専決事項</th> <th>課長専決事項</th> </tr> <tr> <td>(1)・(2) (略) (3) 国土利用計画法第8条第5項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定により、市町村計画について新潟県国土利用計画審議会の意見を聴くこと。 (4)～(11) (略)</td> <td>(1)～(17) (略) (18) 国土利用計画法第8条第5項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定により、市町村計画について助言をすること。 (19)～(23) (略)</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">道路管理課</th> </tr> <tr> <th>部長専決事項</th> <th>課長専決事項</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(1)・(2) (略) (2)の2 <u>道路法第22条の2の規定により、維持修繕協定の締結をすること。</u> (3)～(14) (略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	用地・土地利用課		部長専決事項	課長専決事項	(1)・(2) (略) (3) 国土利用計画法第8条第5項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定により、市町村計画について新潟県国土利用計画審議会の意見を聴くこと。 (4)～(11) (略)	(1)～(17) (略) (18) 国土利用計画法第8条第5項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定により、市町村計画について助言をすること。 (19)～(23) (略)	道路管理課		部長専決事項	課長専決事項	(略)	(1)・(2) (略) (2)の2 <u>道路法第22条の2の規定により、維持修繕協定の締結をすること。</u> (3)～(14) (略)	<p>(略) 土木部 (略)</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">用地・土地利用課</th> </tr> <tr> <th>部長専決事項</th> <th>課長専決事項</th> </tr> <tr> <td>(1)・(2) (略) (3) 国土利用計画法第8条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により、市町村計画について新潟県国土利用計画審議会の意見を聴くこと。 (4)～(11) (略)</td> <td>(1)～(17) (略) (18) 国土利用計画法第8条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により、市町村計画について助言をすること。 (19)～(23) (略)</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">道路管理課</th> </tr> <tr> <th>部長専決事項</th> <th>課長専決事項</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(1)・(2) (略) (3)～(14) (略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	用地・土地利用課		部長専決事項	課長専決事項	(1)・(2) (略) (3) 国土利用計画法第8条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により、市町村計画について新潟県国土利用計画審議会の意見を聴くこと。 (4)～(11) (略)	(1)～(17) (略) (18) 国土利用計画法第8条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により、市町村計画について助言をすること。 (19)～(23) (略)	道路管理課		部長専決事項	課長専決事項	(略)	(1)・(2) (略) (3)～(14) (略)
用地・土地利用課																									
部長専決事項	課長専決事項																								
(1)・(2) (略) (3) 国土利用計画法第8条第5項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定により、市町村計画について新潟県国土利用計画審議会の意見を聴くこと。 (4)～(11) (略)	(1)～(17) (略) (18) 国土利用計画法第8条第5項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定により、市町村計画について助言をすること。 (19)～(23) (略)																								
道路管理課																									
部長専決事項	課長専決事項																								
(略)	(1)・(2) (略) (2)の2 <u>道路法第22条の2の規定により、維持修繕協定の締結をすること。</u> (3)～(14) (略)																								
用地・土地利用課																									
部長専決事項	課長専決事項																								
(1)・(2) (略) (3) 国土利用計画法第8条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により、市町村計画について新潟県国土利用計画審議会の意見を聴くこと。 (4)～(11) (略)	(1)～(17) (略) (18) 国土利用計画法第8条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により、市町村計画について助言をすること。 (19)～(23) (略)																								
道路管理課																									
部長専決事項	課長専決事項																								
(略)	(1)・(2) (略) (3)～(14) (略)																								

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第13号

新潟県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年10月25日

新潟県公安委員会

委員長 小 林 彰

新潟県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県暴力団排除条例施行規則（平成23年新潟県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
第3条 <u>削除</u>	<p><u>(暴力団排除特別強化区域)</u></p> <p>第3条 条例第17条の規定により、暴力団の活動の状況を勘案して、<u>暴力団排除を徹底することにより、安全で安心なまちづくりを特に強力に推進する必要がある区域は、別表のとおりとする。</u></p> <p><u>別表</u>（第3条関係） （略）</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。